

2022年6月24日改正
(2023年3月2日附則削除)

定 款

株 式 山梨中央銀行
会 社

株式会社山梨中央銀行定款

第 1 章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当銀行は、株式会社山梨中央銀行と称する。
英文では、The Yamanashi Chuo Bank, Ltd. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。
- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
 - (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
 - (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
 - (4) 信託業務
 - (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
 - (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

- 第 3 条 当銀行は、本店を甲府市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、山梨日日新聞および日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、7,960万株とする。

(自己の株式の取得)

- 第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第 8 条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

- 第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当銀行が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 12 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 13 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 14 条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集地)

第 15 条 当銀行の株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地に招集する。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役頭取がこれに当たる。取締役会長、取締役頭取ともに欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して当銀行に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 21 条 当銀行の取締役は、15 名以内とする。

(選任の方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第 24 条 当銀行に、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役各 1 名および常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 25 条 取締役頭取および取締役副頭取は、それぞれ当銀行を代表する。

2 前項のほか、取締役会の決議によって、その他の取締役を代表取締役に選定することができる。

(顧問または相談役)

第 26 条 当銀行に、取締役会の決議によって、顧問または相談役を置くことができる。

(報酬等)

第 27 条 当銀行の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))の責任限定契約)

第 28 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(権限)

第 29 条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

(招集)

第 30 条 取締役会は、取締役会長または取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役会長、取締役頭取ともに欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 32 条 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 33 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(議事録)

第 34 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して当銀行に保存する。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 35 条 当銀行の監査役は、5 名以内とする。

(選任の方法)

第 36 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 39 条 当銀行の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 40 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(招集)

第 41 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第 42 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 43 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(議事録)

第 44 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して当銀行に保存する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の処分)

第 46 条 当銀行の剰余金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議によってこれを処分する。

(期末配当金)

第 47 条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第 49 条 期末配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。